

認定証の有効期限・認定登録期間を過ぎてしまった方

下記の対象に該当する方は、職業技能振興会へ申請料を納付し必要書類を提出することで、資格の再認定または追加認定を受けることができます。

【対象】

- (区分 A) … やむを得ない理由があり手続きをできなかった方で、認定証の有効期限または認定登録期間が過ぎてから 12 か月以内の方
(例：認定証の有効期限が 2021 年 11 月 30 日→2022 年 11 月 30 日までに申請)
- (区分 B) … やむを得ない理由が無く手続きをできなかった方で、認定証の有効期限または認定登録期間が過ぎてから 3 か月以内の方
(例：認定登録期間が 2022 年 1 月 17 日まで→2022 年 4 月 17 日までに申請)

※やむを得ない理由とは、海外滞在、入院、職業技能振興会がやむを得ないと認める事情等を指し、「案内を見ていない」「仕事が忙しかった」等はこれに該当しません。

【必要書類】

- ① 所定の資格更新申込書または認定登録用紙
- ② 再認定追加認定申請書
- ③ 申請料の振込証明
- ④ (区分 A のみ)やむを得ない理由及びその期間等を証明する書類

【申請料】

- (区分 A) … 所定の資格更新料または認定登録料
- (区分 B) … 所定の資格更新料または認定登録料に 2,200 円を加えた金額
(例：高齢者住まいアドバイザー検定更新料 6,000 円+2,200 円=8,200 円)

申請料は所定の資格更新料または認定登録料の振込先口座へご入金ください。

【提出先】

〒106-0032 東京都港区六本木 3-16-14 KY ビル 4 階

内閣府認可 一般財団法人 職業技能振興会

※申請方法は郵送のみです。

【注意事項】

- ・再認定追加認定後の資格の有効期限は、本来通りに手続きしていた場合に新たに設けられる有効期限が適用されます。本申請の提出時点から起算される所定期間ではありません。
- ・再認定追加認定の申請後は、自己都合による申請取下げは受付しかねます。
- ・対象に該当しない場合は、再認定追加認定の申請は受理しかねます。
- ・再認定追加認定の申請が不受理となった場合は、申請料から振込手数料を差し引いた金額を申請者に返金します。
- ・再認定追加認定の申請が不受理となった場合は、職業技能振興会から申請料の返金先口座を申請日翌月末までに申請者へお尋ねしますが、申請者から有効な返金先口座の連絡が職業技能振興会に無く申請日翌々月末を過ぎた場合は、返金を放棄したものと見做します。
- ・区分 A として申請しても、やむを得ない理由があったとは認められず、区分 B での受付となる場合があります。

申請日(西暦 年 月 日)

再 認 定 申 請 書 追 加 認 定

申請者名 ()
申請者住所 ()
申請者電話番号 ()

【申請種別】

※□にレ点を入れてください。

- 資格更新(再認定) ... 認定証の有効期限が過ぎてしまった
 資格認定(追加認定) ... 認定登録期間が過ぎてしまった

【申請資格】

※下欄に資格名を書いてください。 (例：給与計算実務能力検定 2 級)

※認定登録番号、受験回または受験時期がわかる場合は下欄に書いてください。
(例：STG70-0000、第 5 回給与計算実務能力検定 1 級、2020 年 11 月頃など)

【締切りまでに手続きできなかったやむを得ない理由】

※□にレ点を入れ、下記の書類を用意し提出してください。

- 海外滞在 → 旅券(パスポート) ※出入国記録のわかるもの
 入院 → 入院証明書・診断書等
 その他 → やむを得ない理由及びその期間等を証明する書類

※その他を選択した場合は、やむを得ない理由について、下欄になるべく詳細に記述してください。